

令和 6 年度監査報告書

第 2 回定期監査

建設環境部

【建設事業課】

【道路管理課】

【交通対策課】

【下水道課】

【緑と公園課】

【環境対策課】

【ごみ減量推進課】

令和 7 年 3 月

国分寺市監査委員

令和6年度第2回定期監査報告書

第1 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査

第2 監査の対象事務

建設環境部（建設事業課、道路管理課、交通対策課、下水道課、緑と公園課、環境対策課、ごみ減量推進課）における財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び建設環境部の事務の執行について

第3 監査の範囲

令和6年度（令和6年4月1日から令和6年10月31日まで）の執行分

現金及び郵券等については、現地調査日までを対象とした。また、令和6年度に実績のない事業等については、令和5年度以前を対象とした。

第4 監査の実施期間

令和6年9月2日から令和7年3月26日まで

現地調査

実施日	監査対象所管
令和7年1月14日	建設事業課、道路管理課
令和7年1月16日	環境対策課（新庁舎）
令和7年1月20日	下水道課、ごみ減量推進課、 環境対策課（第6庁舎）
令和7年1月21日	緑と公園課
令和7年1月22日	交通対策課

第5 監査の着眼点

監査対象所管の事務の執行が、関係法令等に準拠し、適正かつ効率的に行われているかを主眼とし、下記項目について検証した。

- 1 収入事務（調定、徴収、現金取扱）は関係法令等に基づき適正に処理されているか。

- 2 支出にかかわる事務は関係法令等に基づき適正に執行されているか。
- 3 契約にかかわる事務は関係法令等に基づき適正に執行されているか。
- 4 事業管理は関係法令等に基づき適正かつ有効に執行されているか。
- 5 文書管理、個人情報管理は関係法令等に基づき適正に管理されているか。
- 6 公印、備品、郵券、現金の管理は適正になされているか。
- 7 車両の安全運転管理、施設の安全管理は適正になされているか。

第6 監査の方法

監査対象所管から関係資料、証拠書類の提出を求めるとともに書面監査、現地調査を行い、所管部課職員からの説明聴取、講評時の弁明及び意見聴取により監査を実施した。

第7 監査の結果

監査の着眼点に留意し、国分寺市監査基準に準拠し調査を行ったところ、おおむね適正に執行されているものと認められたが、一部改善を要する事項が見受けられたので、以下個別に記述する。

1 様式について（道路管理課、下水道課、緑と公園課、環境対策課）

使用している様式が、事務処理の根拠となる規則が規定する様式とは、内容の一部が異なっていた。事務処理を行う際には、例規で定められた様式が使用されているかの確認を徹底されたい。また、課で取り扱う様式が、例規と一致しているかを包括的に点検するよう努められたい。

2 教示文について（道路管理課）

様式に記載された教示文が、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の改正に対応しておらず、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）が定める必要事項の一部も記載されていなかった。法に規定された内容は、漏れなく適切に記載されたい。

3 資金前渡を受けた現金の管理について（交通対策課）

資金前渡を受けた現金について、国分寺市会計事務規則（昭和39年規則第9号）第74条に規定する現金出納簿が作成されていなかった。適正な措置を講じられたい。

4 放置自転車等の撤去及び保管の告示内容について（交通対策課）

自転車等の返還期限を告示日と同日の日付で誤って記載し告示を行っていたものがあつた。市民に混乱が生じないようにチェック体制を強化し、適切な文書事務を行われたい。

5 主管課契約事務について（交通対策課）

主管課長が行う賃貸借契約の更新に伴う契約について、契約書に仕様書の一部が綴られていない等の不備があった。チェック体制を強化し、適切な契約事務を行われたい。

6 文書事務について（下水道課）

通知書送付前に起案・決裁を経ず、事後にひと月分の一覧を添付し実績報告として、課長決裁で起案を行っているものがあった。課で取り扱う文書に係る事務について点検を行い、国分寺市文書管理規則（平成12年規則第30号）、同規程（平成元年訓令第3号）及び国分寺市事務決裁規程（昭和51年訓令第11号）に基づき、適正に文書事務を行われたい。

7 保存樹木管理台帳について（緑と公園課）

台帳に登載している事項が、国分寺市の緑の保護と推進に関する条例施行規則（昭和57年規則第26号）第17条第1号から第7号までに規定された登載すべき事項より不足していた。事務を行う際、例規に規定されている事項の確認を徹底されたい。

8 時間額会計年度任用職員任用理由書兼任用調書について（環境対策課）

任用理由書兼任用調書について、実際に任用する係と異なる係名を記載し、任用していた。課内のチェック体制の強化に努め、適切な文書事務を行われたい。

9 事業系廃棄物処理手数料の減額に係る指定袋について（環境対策課）

国分寺市事業系廃棄物処理手数料減額規則（平成11年規則第31号）第6条に規定する1年間の限度数を超えて交付していた。規則と実態が一致していないため、適切な対応をされたい。

10 有価物・資源物売払収入について（ごみ減量推進課）

ガラスビンに係る有価物・資源物売払収入について、事業者の過払いにより戻出していた。事業者より提出された報告書等を十分に照合のうえ、適切に事務処理を行われたい。

11 国分寺市廃棄物減量等推進委員会会則について（ごみ減量推進課）

会則に、国分寺市廃棄物減量等推進委員会設置要綱（平成17年要綱第5号）第5条に基づき記載すべき事項の一部が記載されていなかった。要綱に基づき必要な事項を記載されたい。